

## 静岡北中学校・高等学校の運行するスクールバスに関する調査報告について

本法人並びに本法人が設置する静岡北高等学校は、静岡北中学校・高等学校が運行するスクールバスに関して、令和4年7月4日、静岡県警察より道路運送法第78条（自家用自動車の有償運送の禁止）違反の容疑で書類送検されました。本件につきましては、7月22日付にて静岡地方検察庁により不起訴処分となりましたが、本法人は、6月29日付で「静岡北高等学校スクールバスに関する道路運送法違反特別調査委員会」を設置し、本件に係るスクールバスが、どのような経緯で現状の運営方法に至ったのか等について、学校並びに法人本部に保管されている過去の書類の確認及び当時の関係者へのヒアリングを中心に、事実確認の調査をしてまいりました。その調査結果と、再発防止に向けた今後の取り組みについて、次のとおり報告いたします。

### 1. 調査結果について

#### (1) スクールバス運営の開始

静岡北高等学校では、平成7年に、自己所有のバス2台を利用してスクールバスの運行を開始しております。これに先立ち、平成6年に、同じく本法人が設置する星陵高等学校において、自己所有のバス2台を利用して運行を開始しており、これが本法人におけるスクールバス運営の始まりでした。

運行開始に先立ち、平成5年に、星陵高等学校関係者が中部運輸局静岡陸運支局旅客課に赴き事前相談を行っておりますが、その際に受けた説明を、「スクールバス利用生徒の父母等からなる団体により寄付金を集め、その寄付金をもって運営費用に充てれば問題無い」と解釈し、運営を開始しました。

その後、静岡北高等学校では、これと同様の手法で運営を開始いたしました。

#### (2) 中部運輸局静岡陸運支局からの指摘

平成9年に、前述の運営を続けていた星陵高等学校に対して、中部運輸局静岡陸運支局から「スクールバス（自己所有）を利用している生徒から、会費、協力費等を徴収することは違法行為である」との指摘がありました。星陵高等学校では、翌平成10年から外部委託バスの利用も開始していましたが、前述の指摘があったため、外部委託バス路線の利用者のみから利用料を徴収する方法で運営しておりました。

星陵高等学校で受けたこの指摘について、法人本部並びに静岡北高等学校との間で情報の共有ができておらず、静岡北高等学校においては、従前の方法による運営が続いておりました。

#### (3) 徴収した利用料金の会計上の処理についての指摘

星陵高等学校では、会計上、利用者から徴収した利用料金の一部を自己所有バスの修理費用に充てる形をとっていましたが、平成13年に中部運輸局静岡陸運支局から、この会計処理に対して「利用料金は営業車（委託バス）のために使わなくてはならず、自バスの修理等へは使うことはできない」と指導を受けました。

この指導内容が、時間の経過や教職員の異動による実務担当者の変更等により適切な引継ぎができず、徐々に「徴収した利用料金の全額を、外部委託費用に充てれ

ば問題は無い」、「徴収した利用料金の全額が、外部委託費用を超過しなければ問題無い」と、誤った解釈に変わってきてしまいました。

なお、この内容についても法人本部並びに静岡北高等学校との間で情報の共有ができておりませんでした。

#### (4) 法人内2校における会計処理方法の統一

平成21年、同一法人の学校でありながら会計処理等が異なっていることについて、法人本部による指示で統一的な会計処理を行うことになりました。会計処理方法の統一にあたり、星陵高等学校、静岡北高等学校、法人本部において種々検討を行っておりますが、この際に、「徴収した利用料金の全額を、外部委託費用に充てれば問題は無い」という誤った解釈が、共通認識になってしまいました。

#### (5) 令和4年に至るまで

これから、令和4年4月に静岡県警察の捜査を受けるまでの間、法人として、「徴収した利用料金の全額を、外部委託費用に充てれば問題は無い。」という誤った解釈のまま、運営してきておりました。

### 2. 今後の対応について

現時点では、静岡北中学校・高等学校、星陵中学校・高等学校ともに、今年度分の利用料金は徴収しておりません。今後は、課外活動並びに部活等で使用するバスを除き、全ての通学用バスを外部委託とすべく、対応を進めているところでございます。今後も、利用している生徒の通学に影響が出ないよう十分に考慮し、適法な形で運営を継続してまいります。

### 3. 再発防止について

本件は、法解釈を錯誤したまま運用を続けてきてしまったということが根本の問題ではございますが、それとは別に、法人本部として、法人内での情報の共有が出来ていなかった点と、違法性という観点が欠如していたという点について、大きな問題があったと考えております。

本件について、理事会・評議員会並びに内部の役員会議において報告を行うとともに注意喚起を行い、役員等に意識づけし、今後は情報共有を徹底してまいります。

教職員に対しても、これまでとは違った観点で注意を払い業務にあたるよう周知を行い、コンプライアンスに関する研修を実施する等して再発防止に努めてまいります。

本法人としては、本件を真摯に受け止め、今後、同様なことが起こらぬよう、法令順守の徹底に努め、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

#### <本件お問い合わせ先>

保護者等各位からのお問い合わせ先：静岡北中学校 教頭 伊藤

TEL：054-267-6151

静岡北高等学校 教頭 大橋

TEL：054-261-5801

報道機関等各位からのお問い合わせ先：学校法人静岡理工科大学 総務課長 中村

TEL：054-200-3333